

札幌市定山溪自然の村使用料減免取扱要綱

平成10年5月28日教育長決裁

最近改正令和2年10月21日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市定山溪自然の村条例（平成10年3月30日札幌市条例第21号。以下「条例」という。）及び札幌市定山溪自然の村条例施行規則（平成10年4月17日教育委員会規則第7号）に基づき、札幌市定山溪自然の村（以下「自然の村」という。）の使用料の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用料の減額又は免除をすることができる場合）

第2条 条例第4条第2号及び規則第4条第1項の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校が教育課程の範囲内で使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校及び特別支援学級が教育課程の範囲内で使用する場合
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条2の2に規定する障害児通所支援の利用者及び同法第7条第1項に規定する児童福祉施設の利用者が、当該施設の職員等により引率されて自然体験活動に係る事業のために利用する場合。ただし、保育所及び幼保連携型認定こども園における利用については、本条第1号に定める幼稚園における利用と同様に扱う。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス等の利用者が、当該施設の職員等により引率されて自然体験活動に係る事業のために使用する場合
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者が自然体験活動のために使用する場合。
- (6) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児156号）による療育手帳の交付を受けている者が自然体験活動のために使用する場合
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が自然体験活動のために使用する場合
- (8) 市及び教育委員会（以下「委員会」という。）が主催し、並びに自然の村管理業務を代行する団体が市と協定等を締結のうえ実施し、自然体験活動に係るボランティア指導者の養成を目的とした研修事業のために使用する場合であって、委員会が認めるとき
- (9) 少年の育成を目的とする団体が委員会が認める団体が自然体験活動に係る事業のために使用する場合であって、委員会が認めるとき
- (10) 非常災害時の場合の避難場所としての使用等、公益上やむを得ない事由により使用する場合であって、委員会が認めるとき
- (11) その他委員会が前各号に準ずると認めるとき

(減免額)

第3条 前条の規定により減額、又は免除する使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号及び第9号の規定に該当する場合

ア 条例別表に掲げる有料施設の使用の単位当たりの使用料の2分の1に相当する額
(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)
を減額する。

イ 前条第1号の規定に該当する場合であって、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が使用するときには、その児童及び生徒1人につき、次の算式により得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を前号の額に加算する。

算式

| | | |
|-------------------|---|---------------|
| 有料施設の使用の単位当たりの使用料 | × | $\frac{1}{2}$ |
| <hr/> | | |
| 有料施設の使用の単位当たりの定員 | | 2 |

(2) 前条第2号から第4号、第8号及び第10号の規定に該当する場合
全額を免除する。

(3) 前条第5号から第7号の規定に該当する場合

ア 手帳所持者及びその介護者(手帳所持者1人につき1人とする。以下同じ。)のみで使用するとき
全額を免除する。

イ その他のとき

手帳所持者及びその介護者1人につき、次の算式により得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を減額する。

算式

| |
|-------------------|
| 有料施設の使用の単位当たりの使用料 |
| <hr/> |
| 有料施設の使用の単位当たりの定員 |

(委任)

第4条 この要綱の運用について必要な事項は、生涯学習部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月 1日から施行する。